

特別区税に係る通知の公示送達

以下に記載する者に対する特別区税に係る通知は、その送達を受けるべきものの住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない等の理由により送達でないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び豊島区特別区税条例（昭和 39 年豊島区条例第 34 号）第 6 条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該通知は、豊島区区民部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 31 日

豊島区長 高際 みゆき

1. 公示送達を受ける者

- ① 氏名：LEE KWON SOO
- ② 氏名：坂口 かい

2. 公示送達する書類

- ① 8 豊区税発第 2-406 号
- ② 8 豊区税発第 2-468 号